

令和元年度 動物実験に関する自己点検・評価報告書

情報公開

令和 2 年 3 月

函館短期大学

I . 規程及び体制等の整備状況**I – 1 . 機関内規程**

1) 評価結果

- 基本指針に適合する機関内規程が定められている。
 機関内規程は定められているが、一部に改善すべき点がある。
 機関内規程が定められていない。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・函館短期大学における動物実験に関する規程（平成 18 年 12 月 3 日 施行）
- ・函館短期大学実験等倫理委員会規程（平成 24 年 12 月 1 日 施行）
- ・動物実験に関する実験等倫理委員会運営細則（平成 24 年 12 月 1 日 施行）
- ・函館短期大学動物実験等緊急申し合わせ（平成 26 年 10 月 1 日 施行）
- ・地震災害時の動物飼育および動物実験中の緊急対応に関する要項（平成 26 年 10 月 1 日 施行）

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）

機関内規程が適正に定められている。

4) 改善の方針、達成予定期

該当せず

I – 2 . 動物実験委員会

1) 評価結果

- 基本指針に適合する動物実験委員会が置かれている。
 動物実験委員会は置かれているが、一部に改善すべき点がある。
 動物実験委員会は置かれていない。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・函館短期大学における動物実験に関する規程（平成 18 年 12 月 3 日 施行）
- ・函館短期大学実験等倫理委員会規程（平成 24 年 12 月 1 日 施行）
- ・動物実験に関する実験等倫理委員会運営細則（平成 24 年 12 月 1 日 施行）
- ・函館短期大学動物実験等緊急申し合わせ（平成 26 年 10 月 1 日 施行）
- ・地震災害時の動物飼育および動物実験中の緊急対応に関する要項（平成 26 年 10 月 1 日 施行）
- ・函館短期大学 実験等倫理委員会（動物実験倫理委員会）名簿

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）

動物実験委員会が適正に運営されている。

4) 改善の方針、達成予定期

該当せず

I - 3. 動物実験の実施体制

(動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告の実施体制が定められているか?)

1) 評価結果

- 基本指針に適合し、動物実験の実施体制が定められている。
- 動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。
- 動物実験の実施体制が定められていない。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・函館短期大学における動物実験に関する規程（平成 18 年 12 月 3 日 施行）
- ・函館短期大学実験等倫理委員会規程（平成 24 年 12 月 1 日 施行）
- ・動物実験に関する実験等倫理委員会運営細則（平成 24 年 12 月 1 日 施行）
- ・函館短期大学動物実験等緊急申し合わせ（平成 26 年 10 月 1 日 施行）
- ・地震災害時の動物飼育および動物実験中の緊急対応に関する要項（平成 26 年 10 月 1 日 施行）
- ・動物実験計画書
- ・動物実験計画（変更・更新）承認申請書
- ・動物実験終了報告書

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）

・動物実験に関する規程、マニュアルが適正に定められている。

4) 改善の方針、達成予定期

該当せず

I - 4. 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制

(遺伝子組換え動物実験、感染動物実験等の実施体制が定められているか?)

1) 評価結果

- 基本指針に適合し、安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められている。
 - 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。
 - 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められていない。
- 該当する動物実験は、行われていない。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・函館短期大学における動物実験に関する規程（平成 18 年 12 月 3 日 施行）
- ・函館短期大学実験等倫理委員会規程（平成 24 年 12 月 1 日 施行）

- ・動物実験に関する実験等倫理委員会運営細則（平成 24 年 12 月 1 日 施行）
- ・函館短期大学動物実験等緊急申し合わせ（平成 26 年 10 月 1 日 施行）
- ・地震災害時の動物飼育および動物実験中の緊急対応に関する要項（平成 26 年 10 月 1 日 施行）

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）

動物実験に関する規程が適正に定められている。遺伝子組換え実験、感染実験は行わない。

4) 改善の方針、達成予定期

該当せず

I－5. 実験動物の飼養保管の体制

（機関内における実験動物の飼養保管施設が把握され、各施設に実験動物管理者が置かれているか？）

1) 評価結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正な飼養保管の体制である。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・函館短期大学における動物実験に関する規程（平成 18 年 12 月 3 日 施行）
- ・函館短期大学実験等倫理委員会規程（平成 24 年 12 月 1 日 施行）
- ・動物実験に関する実験等倫理委員会運営細則（平成 24 年 12 月 1 日 施行）
- ・函館短期大学動物実験等緊急申し合わせ（平成 26 年 10 月 1 日 施行）
- ・地震災害時の動物飼育および動物実験中の緊急対応に関する要項（平成 26 年 10 月 1 日 施行）

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）

動物実験に関する規程、マニュアルが適正に定められている。

4) 改善の方針、達成予定期

該当せず

I－6. その他（動物実験の実施体制において、特記すべき取り組み及びその点検・評価結果）

該当せず

II. 実施状況

II-1. 動物実験委員会

(動物実験委員会は、機関内規程に定めた機能を果たしているか?)

1) 評価結果

- 基本指針に適合し、適正に機能している。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

函館短期大学実験等倫理委員会（動物実験倫理委員会）議事録

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）

函館短期大学における動物実験に関する規程に基づき、適正な活動を実施している。

4) 改善の方針、達成予定期

該当せず

II-2. 動物実験の実施状況

(動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告が実施されているか?)

1) 評価結果

- 基本指針に適合し、適正に動物実験が実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・動物実験計画書
- ・動物実験計画（変更・更新）承認申請書
- ・動物実験終了報告書

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）

動物実験の立案、審査、承認、結果報告が適正に実施されている。

4) 改善の方針、達成予定期

該当せず

II-3. 安全管理をする動物実験の実施状況

(当該実験が安全に実施されているか?)

1) 評価結果

- 基本指針に適合し、当該実験が適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。

- 多くの改善すべき問題がある。
- 該当する動物実験は、行われていない。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・動物実験計画書
- ・動物実験計画（変更・更新）承認申請書
- ・動物実験終了報告書

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）

安全管理を要する動物実験が適正に実施されている。

4) 改善の方針、達成予定期

該当せず

II-4. 実験動物の飼養保管状況

（実験動物管理者の活動は適切か？ 飼養保管は飼養保管手順書等により適正に実施されているか？）

1) 評価結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・飼養保管施設は1箇所、飼育時期は6月から7月に限定している。
- ・受入時の明細書

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）

基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。

4) 改善の方針、達成予定期

該当せず

II-5. 施設等の維持管理の状況

（機関内の飼養保管施設は適正な維持管理が実施されているか？ 修理等の必要な施設や設備に、改善計画は立てられているか？）

1) 評価結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に維持管理されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・函館短期大学における動物実験に関する規程（平成 18 年 12 月 3 日 施行）
- ・函館短期大学実験等倫理委員会規程（平成 24 年 12 月 1 日 施行）
- ・動物実験に関する実験等倫理委員会運営細則（平成 24 年 12 月 1 日 施行）
- ・函館短期大学動物実験等緊急申し合わせ（平成 26 年 10 月 1 日 施行）
- ・地震災害時の動物飼育および動物実験中の緊急対応に関する要項（平成 26 年 10 月 1 日 施行）

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）

基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。

4) 改善の方針、達成予定期

該当せず

II-6. 教育訓練の実施状況

（実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者等に対する教育訓練を実施しているか？）

1) 評価結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・教育訓練の実施日、受講者氏名の記録
- ・教育訓練に用いた「函館短期大学動物実験実施者等教育訓練テキスト」

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）

動物実験実施者、動物実験責任者、実験動物管理者、飼養者等に対する教育訓練が適正に実施されている。

4) 改善の方針、達成予定期

該当せず

II-7. 自己点検・評価、情報公開

（基本指針への適合性に関する自己点検・評価、関連事項の情報公開を実施しているか？）

1) 評価結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

函館短期大学における動物実験に関する規程、審査結果及び動物実験に関する自己点検・評価報告書をホームページにて公開している。

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）

問題無し

4) 改善の方針、達成予定期

該当せず

II-8. その他

(動物実験の実施状況において、機関特有の点検・評価事項及びその結果)

(1) 函館短期大学における動物実験委員会の構成

・函館短期大学における動物実験に関する規程（平成18年12月3日 施行）第3条

・函館短期大学実験等倫理委員会規程（平成24年12月1日 施行）第8条

委員・・・9名以内